

## 玉城町公共施設等における受動喫煙対策基本方針

### 1. 目的

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」という。）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関の庁舎）は原則敷地内禁煙に、また、第二種施設（これら以外の施設）は、原則建物内禁煙とされました。

改正健康増進法に基づき、町の公共施設等における受動喫煙対策について定め、これを推進することにより、町民をはじめとする利用者及び公共施設等で勤務する職員の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とします。

### 2. 定義

この基本方針に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいいます。  
（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこのこと。電子たばこや無煙たばこ（かみたばこ、かぎたばこ）は除く。）
- (2) 公共施設等 町有または町管理の屋内施設（町営住宅等を除く）、屋外施設（道路・橋梁等を除く）及び車両
- (3) 受動喫煙 他人の喫煙によりたばこから発生した煙や、他人の喫煙後の吐息や身体・衣服等に付着した粒子などに含まれる有害物質にさらされること。
- (4) 敷地内禁煙 公共施設等の建物内及び敷地内における喫煙を禁止すること。
- (5) 車内全面禁煙 公用車内における喫煙を全面的に禁止すること。
- (6) 勤務時間内禁煙 職員等について、休憩時間を除く勤務時間中の喫煙を禁止すること。

### 3. 基本方針

- (1) 望まない受動喫煙が町民の健康に及ぼす悪影響を考慮し、誰もが快適な公共空間と生活環境を確保できるよう、喫煙者と非喫煙者の相互理解のもとに、総合的かつ効果的な受動喫煙防止対策を進めます。
- (2) 公共の場や職場等において、町民が受動喫煙による害を受けることを防止するため、施設管理者に、多数の者が利用する空間等における禁煙対策及び必要な受動喫煙防止対策を進めるよう働きかけます。
- (3) 公共施設等は、原則敷地内禁煙とします。
- (4) 公用車内は、移動中も含め全面禁煙とします。
- (5) 職員等は、勤務時間内禁煙とします。
- (6) 公共施設等管理者は、町民など施設利用者に対し、受動喫煙対策の具体的措置及び趣旨について周知を図り、理解と協力を得るものとします。

#### 4. 実施者

職員及び公共施設管理者等

#### 5. 実施時期

令和元年7月1日から適用します。

#### 具体的な措置

施設の種類	受動喫煙を防止するための措置
<b>【公共性の高い施設】</b> 役場庁舎、保健福祉会館、ふれあいホール 村山龍平記念館、中央公民館、体育センター、 屋内体育館、町営プール、お城広場、消防団車庫等 玉城病院、ケアハイツ玉城 旧田丸城三ノ丸御殿奥書院、玄甲舎、上下水道施設	敷地内禁煙 (喫煙場所の設置なし) 令和元年7月1日より実施  ※玉城病院、ケアハイツ玉城、小中学校、 保育所では、既に実施済
<b>【子どもや妊産婦など受動喫煙による健康影響が大きい者が利用する施設】</b> 小学校、中学校 児童福祉施設（保育所・児童館等）、都市公園	
<b>【公共性の高い施設】</b> アスパア玉城	敷地内禁煙 (喫煙場所の設置なし) 令和2年4月1日より実施
上記以外の施設 地区学習等共用施設	建物内禁煙 屋外での受動喫煙防止に配慮